資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名

松村建設株式会社 (静岡県磐田市見付3677-1) [1000013107]

2. 資格登録停止措置の期間

平成30年6月22日 ~ 平成30年9月21日 (3ヶ月)

3. 資格登録停止措置の地域

地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域

4. 事実概要

当該有資格業者は、「東名高速道路 足柄スマートインターチェンジ管理施設新築工事」(東京支社発注)の入札において、低入札価格調査資料の提出を求めたところ、入札金額に誤りがあることを理由に、低入札価格調査の辞退を申し出たものである。

5. 資格停止措置理由

有資格業者である上記の事業者が、低入札価格調査資料の提出をせず、低入札価格調査を辞退したことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

〈資格登録亜領別表12〉

て具備豆球安禎別表 I Z Z 描置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	が旧り
12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム(052-222-3469)